

# 時価算定会計基準に関連する開示の事例分析（第2回）

公認会計士 はやの 早野 まさし 真史

## 1. はじめに

本連載では、2019年7月4日の企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）また、時価算定会計基準とあわせて「時価算定会計基準等」という。）の公表に伴い改正された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）

における、「金融商品の時価等に関する事項」と「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示について、2022年3月31日を連結決算日とする会社（以下「2022年3月決算会社」という。）の連結計算書類の事例分析を行う。

なお、本連載の内容は有限責任監査法人トーマツ著『会社法計算書類作成ハンドブック（第17版）』（㈱中央経済社より2023年3月出版）に含められている。

## 2. 連載の主な内容

本連載のテーマは以下のとおりである。

回	テーマ	内容
1 (2023年3月号掲載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分析の全体像</li> <li>● 会計方針の変更に関する注記</li> <li>● 「金融商品の時価等に関する事項」の注記</li> </ul>	時価算定会計基準等の適用初年度の取扱いと金融商品会計基準の改正による影響を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における会計方針の変更に関する注記の開示状況を解説する。また、「金融商品の時価等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における当該注記の開示状況を解説する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分析対象会社</li> <li>● 会計方針の変更に関する注記の開示事例分析</li> <li>● 「金融商品の時価等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理</li> <li>● 「金融商品の時価等に関する事項」の注記の開示事例分析</li> </ul>
2 (本稿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記</li> <li>● 投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記</li> </ul>	「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における当該注記の開示状況を解説する。また、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（以下「組合等への出資」という。）の時価の注記の開示状況を解説し、2021年6月17日に改正された時価算定適用指針（以下「2021年改正時価算定適用指針」という。）の早期適用の状況にも言及する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理</li> <li>● 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の開示事例分析</li> <li>● 投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記（2021年改正時価算定適用指針の早期適用の状況含む）の開示事例分析</li> </ul>

なお、本文中の参照法令等は以下の略称を使用している。

本文中法令等	参照法令等（かっこ内）
会社法第12条第1項第4号	（会社法12   ④）
会社法施行規則第11条第1項第2号	（会施規11   ②）
会社計算規則第10条第1項第2号	（会計規10   ②）

## 3. 分析対象会社

次の条件で分析対象会社（計97社）を選定した。

- ㈱日本経済新聞社が「日経平均株価 構成銘柄選定基準（2022年4月4日適用）」により選定した日経平均株価の構成銘柄に含まれている。
- 日本基準を採用している。

- (iii) 決算日が3月31日である。
- (iv) 東京証券取引所の業種区分が金融・保険業（銀行業、証券、商品先物取引業、保険業、その他金融業）ではない。

なお、調査にあたっては、連結計算書類の分析を行った。

一部の調査項目において、東京証券取引所の業種区分はサービス業であるものの、企業集団で銀行業や保険業を営む日本郵政(株)を対象から除いた。

#### 4. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理

##### (1) 金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針

時価算定会計基準等の公表に伴って改正された金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針では、以下の開示が要求されている。金融商品時価開示適用指針については、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記として規定されている事項のみを示した。

###### 金融商品会計基準 第40-2項

- (i) 金融商品の状況に関する事項
  - (イ) 金融商品に対する取組方針
  - (ロ) 金融商品の内容及びそのリスク
  - (ハ) 金融商品に係るリスク管理体制
  - (ニ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- (ii) 金融商品の時価等に関する事項
- (iii) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

###### 金融商品時価開示適用指針

- (i) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（第5-2項）
  - (イ) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債  
レベルごとの時価の合計額
  - (ロ) 時価を注記する金融資産及び金融負債  
レベルごとの時価の合計額
  - (ハ) (イ) 及び (ロ) に従って時価を注記するレベル2の時価又はレベル3の時価の金融資産及び金融負債
    - i 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
    - ii 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、変更の旨及びその理由
  - (ニ) 時価をもって貸借対照表価額とするレベル3の時価の金融資産及び金融負債

- i 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報
- ii レベル3の時価の金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表
- iii レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明
- iv i の重要な観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動するときは、当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

##### (2) 会社計算規則

会社計算規則における金融商品会計基準第40-2項に対応する注記の規定は、以下のとおりである。

###### （金融商品に関する注記）

###### 第109条

金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く）とする。ただし、法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、第3号に掲げる事項を省略することができる。

- 一 金融商品の状況に関する事項
- 二 金融商品の時価等に関する事項
- 三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- 2 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。

「法第444条第3項に規定する株式会社」とは、事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社、すなわち、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない株式会社をいう。

時価算定会計基準等の公表並びに金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針の改正に伴う会社計算規則の改正は、2020年3月31日に行われ、2021年4月1日以後に開始する事業年度に係る連結計算書類及び計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による（ただし、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、改正後の会社計算規則の規定を適用することができる）とされている。この改正により、注記表のうち金融商品に関する注記として表示すべき事項に「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が追加されている（会計規109 | ③）。ただし、実務上の負担等も考慮し、法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、当該事項の注記を省略することができる。

法務省は、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の注記について、同省の考え方を以下のように説明している（「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について）の「結果概要別紙」（2020年3月31日）。

定款において定時株主総会の議決権の基準日を決算日と定めていることを前提に、決算日から定時株主総会までの期間が短いため、実務上の負担が大きいという意見に対する説明は、概ね、以下のとおりである。

- (i) 会社法は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと規定している（会社法296 I）が、事業年度の終了後3ヶ月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではない。
- (ii) 会社計算規則第109条第1項は、必ずしも、金融商品時価開示適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる全ての事項について、注記を求めることとするのではなく、各株式会社の実情に応じて必要な限度で開示することもできることとしている。
- (iii) 法第444条第3項に規定する株式会社は、典型的に、不特定多数の株主が存在する可能性が高く、会社の規模も大きく、計算関係も複雑になることから、計算書類を的確に理解するために、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の注記が特に重要であると考えられる。
- (iv) 法第444条第3項に規定する株式会社においては、その会社の規模から、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の注記を義務付けることによる追加的な事務負担が過大とはいえないと考えられる。
- (v) 金融商品時価開示適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる事項であったとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。
- (vi) 当該事項の注記の要否は、各株式会社において、その実情を踏まえ、個別に判断されるべきものであることから、そのような判断を要せずに画一的に、金融商品時価開示適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる事項の一部について、注記を要しないものとする規定は設けないこととしている。

「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を、金融商品会計基準等に合わせ、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」と修正すべきである旨の意見に対する説明は、概ね、以下のとおりである。

ある。

- (i) 会社計算規則においては、金融商品時価開示適用指針における定めとは異なり、注記事項を概括的に定めることとしているため、当該注記事項が同適用指針における「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に相当するものであることが判別できれば足りる。会社計算規則など、我が国の法令において用いられている用語との平仄等も考慮して、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」と規定することとしているが、これは、金融商品会計基準等における「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」と同義である。
- (ii) 会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をしん酌しなければならないとされており（会社計算規則3）、会社計算規則改正の経緯等も踏まえば、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が、金融商品会計基準において注記事項とされている「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に相当する事項について注記を求めるものであることは明らかである。

## 5. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の開示事例分析

### (1) 注記の全体的な構成

先に述べたように、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記（金融商品時価開示適用指針第5-2項）は連結計算書類及び計算書類では各株式会社の実情に応じて必要な限度で開示することもできている。分析対象会社における開示の状況は以下のとおりであった。

「金融商品の時価等に関する事項」を注記しているが、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」は注記していない	レベルごとの時価の合計額と、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している	レベルごとの時価の合計額は注記せず、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している
1 社	88 社	8 社

レベルごとの時価の合計額と、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している会社が多数であった。

## (2) 時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債がある場合の開示

時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル3の時価に分類される場合は、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報、時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表、レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明、並びに重要な観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動するときの当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を注記することが求められる（金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)）。

分析対象会社における開示の状況は以下のとおりであ

った。

時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債がない	時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債があるが、金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)の注記をしていない	金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)の注記をしている
77 社	17 社	3 社

時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債があっても、金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)に定められた注記はしないという傾向がみられた。

<事例1> レベルごとの時価の合計額と、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している事例

帝人(株) 2022年3月期

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度（2022年3月31日）				
区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	47,007	—	—	47,007
デリバティブ取引 通貨関連	—	4,333	—	4,333
金利関連	—	331	—	331
資産計	47,007	4,664	—	51,671
②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度（2022年3月31日）				
区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,497	—	1,497
資産計	—	1,497	—	1,497
社債	—	103,861	—	103,861
長期借入金	—	254,134	—	254,134
リース債務	—	14,247	—	14,247
負債計	—	372,242	—	372,242
(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明				
<u>デリバティブ取引</u>				
通貨スワップ、金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。				

### 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。

### 社債

償還まで1年超の社債の時価については、市場価格（売買参考統計値等）が入手可能な場合には、その時価を市場価格から算定しており、レベル2の時価に分類しています。

### 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。一部の長期借入金の時価は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

<事例2>レベルごとの時価の合計額は注記せず、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している事例  
鹿島建設(株) 2022年3月期

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む連結貸借対照表計上額90,624百万円）は、「資産(2)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

また、現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、支払手形・工事未払金等、短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び未払法人税等、並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（営業投資有価証券を含む連結貸借対照表計上額14,379百万円）は、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金（※1）	726,563 △1,465		
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	725,097 262,952	724,970 262,952	△127 -
(3) 長期貸付金 貸倒引当金（※1）	69,019 △2,635		
	66,384	66,186	△197
資産計	1,054,434	1,054,108	△325
負債			
(1) 社債	50,000	49,956	△44
(2) 長期借入金	95,173	97,648	2,475
負債計	145,173	147,604	2,431
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	283	283	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	(708)	(785)	77
デリバティブ取引計	(424)	(502)	77

(※1) 受取手形・完成工事未収入金等及び長期貸付金に対応する貸倒引当金をそれぞれ控除している。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示している。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

回収期間が1年を超えるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率に基づく割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。一部の在外子会社が保有する非上場株式については主として時価純資産法により評価しており、その時価をレベル3の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、貸付先の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。固定金利によるものの時価は、主として将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率に基づく割引現在価値法により算定しており、時価の算定における観察できないインプットによる影響の重要度に応じてレベル2又はレベル3の時価に分類している。

社債

社債の時価は、主として相場価格によっている。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。固定金利によるものの時価は、元利金の合計額と新規に同様の借入を行った場合に想定される利率に基づく割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

<事例3>時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうち、レベル3の時価に分類した金融資産があるが、重要性が乏しいためという理由を記載したうえで金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)に定められた注記をしていない事例

三井不動産(株) 2022年3月期

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	750,849	—	—	750,849
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	2,834	2,834
その他	—	—	—	—
デリバティブ取引				
金利関連	—	14,877	—	14,877
資産計	750,849	14,877	2,834	768,561

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式等は取引所の価格によっています。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で市場価格のない社債は、当該社債の残存期間および信用リスクを勘案した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル3の時価に分類しております。

(注3) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため、注記を省略しております。

<事例4>金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)に定められた注記をしている事例

セコム(株) 2022年3月期

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	52,630	—	—	52,630
国債・地方債等	12,291	26,834	—	39,125
社債	—	64,903	—	64,903
その他	27,625	1,052	15,112	43,790
資産計	92,547	92,789	15,112	200,449

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。それ以外の債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。重要な観察できないインプットを用いて、現在価値技法等の評価技法によって時価を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券			
その他	現在価値技法	割引率	15%-30%
		売却時期	2022年-2025年
		EBITDA倍率	0倍-9.9倍

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは適切な権限者にて承認された時価の算定に関する方針および手続きを定めております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果については適切な権限者に報告され、時価の算定の方針および手続きに関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(3) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットには割引率や売却時期およびEBITDA倍率が含まれており、一般的に公正価値は割引率の上昇や売却時期の延長およびEBITDA倍率の減少によって時価は下落し、割引率の低下や売却時期の短縮およびEBITDA倍率の増加によって時価は上昇します。

(3) 勘定科目ごとの時価のレベルの分類

時価の算定に重要な影響を与えるインプットのレベルに応じて、金融商品の時価のレベルが分類される。勘定

科目のレベルごとの内訳等を集計した結果は以下のとおりであった。

	レベル1がある	レベル2のみ	レベル3がある	レベル1も3もある
長期貸付金	0 社	11 社	6 社	0 社
長期借入金	0 社	85 社	4 社	0 社
社債（発行者側）	2 社	70 社	0 社	0 社
敷金保証金（資産）	0 社	3 社	3 社	0 社
敷金保証金（負債）	0 社	4 社	2 社	0 社

長期貸付金及び長期借入金は多くの会社がレベル2のみに分類していたが、一部、観察不能なインプットの重要性が高いとしてレベル3に分類されている事例もみられた。

敷金保証金（資産に計上されているものについて「差入保証金」等、負債に計上されているものについて「預り保証金」等と表示している場合も含む）については、開示されている事例そのものが少なかったが、レベル2及びレベル3としている事例のいずれもみられた。

社債（発行者側）については、多くの会社がレベル2

に分類していたが、発行する社債の時価が市場価格によっていることからレベル1としている事例も少数ながらみられた。

なお、同一の勘定科目でレベル1とレベル3が併存する事例はなかった。

このうち、事例としては少数であった長期借入金及び敷金保証金（資産に計上されているもの）をレベル3に分類している事例を紹介する。



＜事例1＞長期借入金の時価をレベル3に分類している事例

ANAホールディングス(株) 2022年3月期

長期借入金の時価については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。一部の長期借入金に関しては、契約条件、信用スプレッド等の時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なためその時価をレベル3の時価に分類しています。

＜事例2＞回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローが観察できないインプットであると説明し、敷金保証金（資産に計上されているもの）の時価をレベル3に分類している事例

三越伊勢丹ホールディングス(株) 2022年3月期

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

＜事例3＞将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を敷金保証金（資産に計上されているもの）の時価としており、レベル3に分類している事例

(株)丸井グループ 2022年3月期

時価については、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の差入保証金を含めております。

**(4) デリバティブ取引について第三者から入手した相場価格を時価とみなす容認規定**

時価算定適用指針では、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（以下「企業集団等」という。）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に属すると判断される場合には、次のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとの容認規定を定めている（時価算定適用指針第24項）。

- (i) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるブレイン・バニラ・スワップ）
- (ii) インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ

日本郵政(株)を除いて、以下の方針の下で集計を行った。

- (i) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説

明において、これらのデリバティブの時価を取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類していることが記載されている場合は容認規定を採用しているものとして取り扱った。

- (ii) 例えば金利や為替レート等のインプットを用いており、割引現在価値法等の評価技法により時価を算定し、レベル2の時価に分類しているといった記載がある場合には容認規定を採用していないものとして取り扱った。
- (iii) デリバティブ取引が行われていない場合の他、金利スワップなどの特例処理及び為替予約等の振当処理を採用しているものについて対応するヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて注記しており、デリバティブ取引の時価が注記されていない場合は、デリバティブ取引を開示していないものとして取り扱った。

この容認規定の採用状況を分析したところ、以下のとおりであった。

容認規定を採用している	容認規定を採用していない	デリバティブ取引を開示していない
45 社	31 社	20 社

(7) デリバティブ取引

為替予約の時価については先物為替相場、金利スワップ及び通貨スワップの時価については契約を締結している取引先金融機関から提示された価格、商品先渡の時価については商品先物相場によって評価しており、全てレベル2に分類しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金等に含めて記載しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

## 6. 投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記

### (1) 2019年時価算定適用指針に規定された経過措置

①投資信託の時価の算定

2019年7月4日に公表された時価算定適用指針（以下「2019年時価算定適用指針」という。）では、投資信託の時価の算定に関しては2019年7月4日改正直前の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第62項の取扱いを踏襲できるとされている。2022年3月期においては、この経過措置を適用した投資信託について、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品時価開示適用指針第5-2項）の注記は要しないこととされ、当該注記を行わない場合、当該投資信託について、その旨及び貸借対照表計上額を注記する（2019年時価算定適用指針第26項）。

「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品時価開示適用指針第5-2項）を注記している会社を対象に、以下の方針の下で集計を行った。

- (i) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記している場合は経過措置を適用しているものとして取り扱った。
- (ii) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記しておらず、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記もされていない場合は投資信託を保有していないものとして取り扱った。

調査結果は以下のとおりであった。

投資信託を保有していない	経過措置を適用している
84 社	12 社

投資信託について「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品時価開示適用指針第5-2項）の注記がされている事例はみられなかった。

②組合等への出資の時価の注記

組合等への出資の時価の注記について、金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記は要しないこととされ、

当該注記を行わない場合、当該組合等への出資について、その旨及び貸借対照表計上額を注記する（2019年時価算定適用指針第27項）。

経過措置を適用したか明らかでない2社を除いて、以下の方針の下で集計を行った。

- (i) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記している場合は経過措置を適用しているものとして取り扱った。
- (ii) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記しておらず、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記（金融商品時価開示適用指針第4項(1)）もされていない場合は組合等への出資を保有していないものとして取り扱った。

調査結果は以下のとおりであった。

組合等への出資を保有していない	経過措置を適用している
57 社	38 社

### (2) 2021年改正時価算定適用指針の内容及び早期適用の状況

2021年改正時価算定適用指針において、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが明らかにされた。

投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（2021年改正時価算定適用指針第24-2項）。投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があっても、当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に従い作成されているなどの場合には、基準価額を時価とみなすことができることとされた（2021年改正時価算定適用指針第24-3項）。

投資信託財産が不動産である投資信託についても投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（2021年改正時価算定適用指針第24-8項）。投資信託財産が不動産である投資信託については、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があっても、基準価額を時価とみなすことができるとされ、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとされた（2021年改正時価算定適用指針第24-9項）。

組合等への出資については、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記（金融商品時価開示適用指針第4項(1)）を要しないこととされ、この注記をしていない旨と組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記するとされた（2021年改正時価算定適用指針第24-16項）。

2021年改正時価算定適用指針は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができ、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができた（2021年改正時価算定適用指針第25-3項）。

分析対象会社の中には、2021年改正時価算定適用指針を早期適用した会社はなかった。

以上